

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日、  
翌日の翌日)

## 人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則  
をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第十四号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年十二月鳥取県条例第三十八号。以下「昭和六十年改正条例」という。）附則第六項の規定に基づき、同項に規定する職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 昭和六十年改正条例附則第六項に規定する職員のうち、昭和六十年七月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下「旧給料月額」という。）が別表第一又は別表第二（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額（以下「新号給等」という。）は、旧給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

### ◇人委規則

#### 次 目

- 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新号給等を定められる職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下この条において「給与条例」という。)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下この条において「昭和五十一年改正条例」という。)附則第十四項の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下この条において「経過期間」という。)を新号給等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号給等からの昇給に係る昇給期間(職員の昇給に必要とされる給与条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は昭和五十一年改正条例附則第十四項に規定するそれぞれの最短の期間をいう。)に相当する期間を超える場合にあつては、その超える期間は、この限りでない。

(特定の職員の切替え)

第四条 昭和六十年改正条例附則第六項に規定する職員のうち、旧給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の新号給等及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、昭和六十年改正条例附則第六項に規定する職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 医療職給料表(ロ)の1級となる職員以外の職員の最高号給を越える給料月額(円)の別表(昭和60年12月26日現在)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	6 級	8 級	9 級	11 級
旧給料額 月	139,000	182,400	233,400	282,400	326,500	354,000	383,300	467,000
新給	139,600	182,400	191,500	233,400	26号給	27号給	28号給	28号給
号等	134,600	184,400	193,500	235,600	26号給	27号給	28号給	28号給
旧給料額 月	136,200	186,400	237,800	287,200	333,700	350,100	381,600	476,600
新給	137,800	188,400	197,500	240,000	337,300	353,700	383,200	481,400
号等	134,200	184,400	195,500	237,800	337,300	353,700	383,200	481,400
旧給料額 月	139,400	190,400	242,200	292,000	340,900	357,300	389,200	486,200
新給	141,200	193,500	254,000	289,600	340,900	357,300	389,200	486,200
号等	142,800	195,500	27号給	289,600	340,900	357,300	389,200	486,200
旧給料額 月	139,000	182,400	233,400	282,400	326,500	354,000	383,300	467,000
新給	139,600	182,400	191,500	233,400	26号給	27号給	28号給	28号給
号等	134,600	184,400	193,500	235,600	26号給	27号給	28号給	28号給
旧給料額 月	136,200	186,400	237,800	287,200	333,700	350,100	381,600	476,600
新給	137,800	188,400	197,500	240,000	337,300	353,700	383,200	481,400
号等	134,200	184,400	195,500	237,800	337,300	353,700	383,200	481,400
旧給料額 月	139,400	190,400	242,200	292,000	340,900	357,300	389,200	486,200
新給	141,200	193,500	254,000	289,600	340,900	357,300	389,200	486,200
号等	142,800	195,500	27号給	289,600	340,900	357,300	389,200	486,200

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	6 級	8 級	9 級
旧給料額 月	273,800	293,000	318,100	329,500	357,600	381,000	396,900
新給	287,300	295,700	321,000	329,500	361,200	384,800	401,000
号等	279,000	298,400	323,900	335,500	364,800	388,600	405,100
旧給料額 月	281,600	301,100	326,800	338,500	368,400	386,300	409,200
新給	295,100	301,100	326,800	338,500	368,400	386,300	409,200
号等	279,000	298,400	323,900	335,500	364,800	388,600	405,100
旧給料額 月	284,200	303,800	329,700	341,500	372,000	396,200	413,300
新給	297,700	303,800	329,700	341,500	372,000	396,200	413,300
号等	279,000	298,400	323,900	335,500	364,800	388,600	405,100
旧給料額 月	273,800	293,000	318,100	329,500	357,600	381,000	396,900
新給	287,300	295,700	321,000	329,500	361,200	384,800	401,000
号等	279,000	298,400	323,900	335,500	364,800	388,600	405,100
旧給料額 月	281,600	301,100	326,800	338,500	368,400	386,300	409,200
新給	295,100	301,100	326,800	338,500	368,400	386,300	409,200
号等	279,000	298,400	323,900	335,500	364,800	388,600	405,100
旧給料額 月	284,200	303,800	329,700	341,500	372,000	396,200	413,300
新給	297,700	303,800	329,700	341,500	372,000	396,200	413,300
号等	279,000	298,400	323,900	335,500	364,800	388,600	405,100

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	旧給料月額	旧給料月額	旧給料月額	旧給料月額
号給又は給料月額	264,700円	359,500円	403,200円	423,000円
	266,900円	362,500円	407,400円	427,200円
	269,100円	365,500円	411,600円	431,400円
	271,300円	368,500円	415,800円	435,600円
	273,500円	371,500円	420,000円	439,800円
新給等	35号給	37号給	39号給	41号給
新給等	36号給	38号給	40号給	42号給
新給等	37号給	39号給	41号給	43号給
新給等	38号給	40号給	42号給	44号給
新給等	39号給	41号給	43号給	45号給
新給等	40号給	42号給	44号給	46号給
新給等	41号給	43号給	45号給	47号給
新給等	42号給	44号給	46号給	48号給
新給等	43号給	45号給	47号給	49号給
新給等	44号給	46号給	48号給	50号給
新給等	45号給	47号給	49号給	51号給
新給等	46号給	48号給	50号給	52号給
新給等	47号給	49号給	51号給	53号給
新給等	48号給	50号給	52号給	54号給
新給等	49号給	51号給	53号給	55号給
新給等	50号給	52号給	54号給	56号給
新給等	51号給	53号給	55号給	57号給
新給等	52号給	54号給	56号給	58号給
新給等	53号給	55号給	57号給	59号給
新給等	54号給	56号給	58号給	60号給
新給等	55号給	57号給	59号給	61号給
新給等	56号給	58号給	60号給	62号給
新給等	57号給	59号給	61号給	63号給
新給等	58号給	60号給	62号給	64号給
新給等	59号給	61号給	63号給	65号給
新給等	60号給	62号給	64号給	66号給
新給等	61号給	63号給	65号給	67号給
新給等	62号給	64号給	66号給	68号給
新給等	63号給	65号給	67号給	69号給
新給等	64号給	66号給	68号給	70号給
新給等	65号給	67号給	69号給	71号給
新給等	66号給	68号給	70号給	72号給
新給等	67号給	69号給	71号給	73号給
新給等	68号給	70号給	72号給	74号給
新給等	69号給	71号給	73号給	75号給
新給等	70号給	72号給	74号給	76号給
新給等	71号給	73号給	75号給	77号給
新給等	72号給	74号給	76号給	78号給
新給等	73号給	75号給	77号給	79号給
新給等	74号給	76号給	78号給	80号給
新給等	75号給	77号給	79号給	81号給
新給等	76号給	78号給	80号給	82号給
新給等	77号給	79号給	81号給	83号給
新給等	78号給	80号給	82号給	84号給
新給等	79号給	81号給	83号給	85号給
新給等	80号給	82号給	84号給	86号給
新給等	81号給	83号給	85号給	87号給
新給等	82号給	84号給	86号給	88号給
新給等	83号給	85号給	87号給	89号給
新給等	84号給	86号給	88号給	90号給
新給等	85号給	87号給	89号給	91号給
新給等	86号給	88号給	90号給	92号給
新給等	87号給	89号給	91号給	93号給
新給等	88号給	90号給	92号給	94号給
新給等	89号給	91号給	93号給	95号給
新給等	90号給	92号給	94号給	96号給
新給等	91号給	93号給	95号給	97号給
新給等	92号給	94号給	96号給	98号給
新給等	93号給	95号給	97号給	99号給
新給等	94号給	96号給	98号給	100号給

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	旧給料月額	旧給料月額	旧給料月額	旧給料月額
号給又は給料月額	234,800円	347,900円	375,200円	393,700円
	236,400円	350,500円	368,000円	378,200円
	238,500円	353,100円	370,600円	381,200円
	240,600円	355,700円	373,200円	384,200円
	242,700円	358,300円	375,800円	387,200円
新給等	31号給	35号給	37号給	39号給
新給等	32号給	36号給	38号給	40号給
新給等	33号給	37号給	39号給	41号給
新給等	34号給	38号給	40号給	42号給
新給等	35号給	39号給	41号給	43号給
新給等	36号給	40号給	42号給	44号給
新給等	37号給	41号給	43号給	45号給
新給等	38号給	42号給	44号給	46号給
新給等	39号給	43号給	45号給	47号給
新給等	40号給	44号給	46号給	48号給
新給等	41号給	45号給	47号給	49号給
新給等	42号給	46号給	48号給	50号給
新給等	43号給	47号給	49号給	51号給
新給等	44号給	48号給	50号給	52号給
新給等	45号給	49号給	51号給	53号給
新給等	46号給	50号給	52号給	54号給
新給等	47号給	51号給	53号給	55号給
新給等	48号給	52号給	54号給	56号給
新給等	49号給	53号給	55号給	57号給
新給等	50号給	54号給	56号給	58号給
新給等	51号給	55号給	57号給	59号給
新給等	52号給	56号給	58号給	60号給
新給等	53号給	57号給	59号給	61号給
新給等	54号給	58号給	60号給	62号給
新給等	55号給	59号給	61号給	63号給
新給等	56号給	60号給	62号給	64号給
新給等	57号給	61号給	63号給	65号給
新給等	58号給	62号給	64号給	66号給
新給等	59号給	63号給	65号給	67号給
新給等	60号給	64号給	66号給	68号給
新給等	61号給	65号給	67号給	69号給
新給等	62号給	66号給	68号給	70号給
新給等	63号給	67号給	69号給	71号給
新給等	64号給	68号給	70号給	72号給
新給等	65号給	69号給	71号給	73号給
新給等	66号給	70号給	72号給	74号給
新給等	67号給	71号給	73号給	75号給
新給等	68号給	72号給	74号給	76号給
新給等	69号給	73号給	75号給	77号給
新給等	70号給	74号給	76号給	78号給
新給等	71号給	75号給	77号給	79号給
新給等	72号給	76号給	78号給	80号給
新給等	73号給	77号給	79号給	81号給
新給等	74号給	78号給	80号給	82号給
新給等	75号給	79号給	81号給	83号給
新給等	76号給	80号給	82号給	84号給
新給等	77号給	81号給	83号給	85号給
新給等	78号給	82号給	84号給	86号給
新給等	79号給	83号給	85号給	87号給
新給等	80号給	84号給	86号給	88号給
新給等	81号給	85号給	87号給	89号給
新給等	82号給	86号給	88号給	90号給
新給等	83号給	87号給	89号給	91号給
新給等	84号給	88号給	90号給	92号給
新給等	85号給	89号給	91号給	93号給
新給等	86号給	90号給	92号給	94号給
新給等	87号給	91号給	93号給	95号給
新給等	88号給	92号給	94号給	96号給
新給等	89号給	93号給	95号給	97号給
新給等	90号給	94号給	96号給	98号給
新給等	91号給	95号給	97号給	99号給
新給等	92号給	96号給	98号給	100号給

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等
号給又は給料月額	229,200	30号給	282,600	29号給	339,600	25号給	466,400	489,500		
	231,700	31号給	285,800	30号給	343,100	26号給	470,600	493,700		
	234,200	32号給	289,000	31号給	346,600	27号給	474,800	497,900		
	236,700	248,800	292,200	306,600	350,100	367,300	479,000	502,100		
	239,200	250,800	295,400	309,800	353,600	370,800	483,200	506,300		

ハ 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等
号給又は給料月額	318,500	334,200	400,300	24号給	445,900	24号給	486,800	510,800
	321,600	337,300	404,000	25号給	450,200	25号給	491,600	515,600
	324,700	340,400	407,700	26号給	454,500	26号給	496,400	520,400
	327,800	343,500	411,400	431,700	458,800	481,400	501,200	525,200
	330,900	346,600	415,100	435,400	463,100	485,700	506,000	530,000

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

職務の級	2 級	3 級	5 級	6 級	7 級
区分	旧給料額 月	旧給料額 月	旧給料額 月	旧給料額 月	旧給料額 月
号	25号給	25号給	21号給	18号給	17号給
等	給	給	給	給	給
号	228,500	279,300	329,900	354,000	393,800
等	給	給	給	給	給
号	230,700	281,700	333,500	357,800	398,100
等	給	給	給	給	給
号	232,900	284,100	337,100	361,600	402,400
等	給	給	給	給	給
号	235,100	286,500	340,700	365,400	406,700
等	給	給	給	給	給
号	226,300	276,900	326,300	350,200	389,500
等	給	給	給	給	給
号	228,500	279,300	329,900	354,000	393,800
等	給	給	給	給	給
号	230,700	281,700	333,500	357,800	398,100
等	給	給	給	給	給
号	232,900	284,100	337,100	361,600	402,400
等	給	給	給	給	給
号	235,100	286,500	340,700	365,400	406,700
等	給	給	給	給	給

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

職務の級	1 級	2 級	3 級	5 級	6 級
区分	旧給料額 月	旧給料額 月	旧給料額 月	旧給料額 月	旧給料額 月
号	30号給	31号給	29号給	328,200	344,600
等	給	給	給	給	給
号	215,300	250,900	294,900	330,900	375,600
等	給	給	給	給	給
号	217,500	253,300	297,400	347,300	379,300
等	給	給	給	給	給
号	219,700	255,700	299,900	333,600	383,000
等	給	給	給	給	給
号	221,900	258,100	302,400	336,300	386,700
等	給	給	給	給	給
号	224,100	260,500	304,900	339,000	390,400
等	給	給	給	給	給

備考 これらの表中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

別表第二 医療職給料表(ロ)の1級となる職員の最高号給を定める(昭和五十九年)の切替表(第二条関係)

職務の等級	6 等 級		5 等 級	
	旧給料額 月	新給 号等	旧給料額 月	新給 号等
号給又は給料月額	126,300 円	10号給	177,400 円	23号給 円
	127,900	11号給	179,400	188,300
	129,500	11号給	181,400	190,300
	131,100	11号給	183,400	192,300
	132,700	12号給	185,400	194,300

備考 この表中「6等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委

題名、第一条及び第二条中「職務の等級」を「職務の級」に改める。  
別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表級別職務分類表(第二条関係)

局事知事の 事務部	組織	
	本	職務の級
事務部	主事	一級
	主事	二級
	主事	三級
	係長	四級
	係長	五級
	課長補佐	六級
	課長補佐	七級
	課長	八級
	課長	九級
	次長	十級
	局長	十一級









中小家畜試験場	畜産試験場	野菜試験場	果樹試験場	農業試験場	農業改良普及所	地方農林振興局	専修職業訓練校	婦人就業援助センター	倉吉労働事務所	食品加工研究所	米子商工労働事務所
	課長補佐 課長補佐			課長補佐 課長補佐		係 長 係 長	係 長 係 長				係 長 係 長
課長 長 課長	課長 補佐 課長 長 次 長	課長 長 課長	課長 長 課長	課長 補佐 長 課長 長 次 長	次 長 次 長 所 長	係 長 係 長 局 課長 局長	係 長 次 長 校 長	次 長 次 長 所 長	次 長 次 長 所 長	課長 長 課長 長	係 長 次 長 所 長
						農業構造改善員					
						米子地方農林振興局及日野地方農林振興局					







	教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局		議 会 事 務 局		
教育事務所	本 庁		主 事 主 事 主 事		
係 長	係 長 企画広報室 主任 総務室主任	主任(主事) 調査員 主任(主事)	室 長 室 長 室 長 室 長	船 員 通 信 士 航 海 士 機 関 士 及 員 生 活 改 良 普 導 員 職 業 訓 練 指 導 員 榮 養 士 職 業 指 導 員 プ ロ グ ラ マ 船 員	教 母 母 航 海 士 航 海 士 保 母 通 信 士
係 長	係 長 企画広報室 主任 総務室主任	主任(主事) 調査員 主任(主事)	室 長 室 長 室 長 室 長		
係 長 補 佐	係 長 企画広報室 主任 総務室主任	主任 調査員	課 長 補 佐 室 長 室 長 室 長		
所 長 補 佐	室 長		課 長 補 佐 主 査		
所 長	參 事 長	主 査	課 長 參 事 長 課 長 課 長 次 長		
			課 長 次 長 事 務 局 長		



								教育 機関
高等学校	埋蔵文化財 センター	社会教育セ ンター	少年自然の 家	青年の家	博物館	図書館	教育研修セ ンター	
操舵手 二等機関士					学芸員補	司書	研修センタ ー司書	
一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士					学芸員補	司書	研修センタ ー司書	
一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士					学芸員補	司書	研修センタ ー司書	
一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士	係長	係長	係長	係長	学芸員補	係長	係長 研修センタ ー司書	
一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士	係長	係長	係長	係長		係長	係長	
一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士	係次長	係次長	係次長	係次長	係長	係長	係長 課長補佐	
一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士	次長	次長	次長	次長	課長補佐	次長	課長補佐	
鳥取東高等 学校、鳥取 西高等学校、 鳥取商業高 等学校、鳥 取工業高等 学校、八頭	所長	所長	所長	所長	課長	館長 鳥取図書館 の次長	課長	
					館長		所長	



<p>警察 警察本部</p>	<p>市町村立学校及び 同調理場</p>	<p>共 通</p>
<p>交通巡視員 婦人警察補 導員 運転免許試 験員 適性検査員</p>	<p>事務職員 学校栄養職 員</p>	<p>主 事 建築技師 機械技師 電気技師 介助職員</p>
<p>保健婦 交通巡視員 婦人警察補 導員 運転免許試 験員 適性検査員</p>	<p>事務職員 学校栄養職 員</p>	<p>主 事 建築技師 機械技師 電気技師 介助職員</p>
<p>保健婦 交通巡視員 婦人警察補 導員 運転免許試 験員 適性検査員</p>	<p>事務職員 学校栄養職 員</p>	<p>主 事 建築技師 機械技師 電気技師 介助職員</p>
<p>係長 保健婦 交通巡視員 婦人警察補 導員 運転免許試 験員 適性検査員</p>	<p>事務主任 事務職員 学校栄養職 員</p>	<p>主 幹 主任(主事) 主任(技師) 主任(司書) 主任(介助 職員) 主 事 建築技師 機械技師 電気技師 介助職員</p>
<p>係長</p>	<p>事務主任 学校栄養職 員</p>	<p>主 幹 主任(主事) 主任(技師) 主任(司書) 主任(介助 職員)</p>
<p>次席 課長補佐 係長</p>	<p>事務主任 事務主任 主任学校栄 養職員</p>	<p>主 幹 主任 主任</p>
<p>次席 課長補佐</p>	<p>事務主任 学校栄養主 査</p>	<p>主 幹 主任 主任</p>
<p>課長 管理官 参事</p>	<p>学校栄養主 査</p>	<p>主 幹 主任 主任</p>
<p>課長</p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>

人事委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	共 通	警 察 署	警 察 学 校
主 事 主 事 主 事	主 事 主 事 主 事	主 事 主 事 主 事	技 主 技 主 技 主	婦人警察補導員 交通巡視員	
主 事 主 事 主 事	主 事 主 事 主 事	主 事 主 事 主 事	技 主 技 主 技 主	船 長 交通巡視員 婦人警察補導員	
主 事 主 事 主 事	主 事 主 事 主 事	主 事 主 事 主 事	技 主 技 主 技 主	船 長 交通巡視員 婦人警察補導員	
主任(主事)係長 主 事	主任(主事)係長 主 事	主任(主事)係長 主 事	主任(主事)主任(技師)技師 主 事	主任(主事)主任(主事)主任(技師)主任(技師)主任(技師)主任(技師) 機 長 船 長 婦人警察補導員	係長
主任(主事)係長	主任(主事)係長	主任(主事)係長	主任(主事)主任(技師)主任(技師)主任(技師)主任(技師)主任(技師)	主任(主事)主任(主事)主任(技師)主任(技師)主任(技師)主任(技師)	係長
主任係長 主 任	主任係長 主 任	主任係長 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任
主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任
主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任
主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任
主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任幹事 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任	主任主任 主 任
事務局長	事務局長	事務局長			



別表第三 教育職給料表(一)級別職務分類表(第二条関係)

組 織				職 務 の 級			
教育機関及び教育委員会事務局							
教育機関				一 級			
学 校				二 級			
				三 級			
				四 級			
	寮 実 講 養 助 習 助 師 護 教 手 手 諭 諭 諭	養 護 助 教 諭	助 教 諭				
	実 講 養 助 習 助 師 護 教 手 手 諭 諭 諭	養 護 助 教 諭	教 諭	教 諭	教 諭	教 諭	教 諭
			教 諭	教 諭	教 諭	校 長	校 長
						校 長	校 長
共 通 員	係 巡 査 員	係 巡 査 員	主 任 長	主 任 長	主 幹	主 幹	主 査
		専 門 官 長	課 長	課 長	課 長	次 長	署 長
		専 門 官	策 官	策 官	策 官	長	長
			次 長	次 長	次 長	署 長	署 長
						署 長	署 長
						署 長	署 長
						署 長	署 長
						署 長	署 長
						署 長	署 長

鳥 取 警 察 署、米 子 警 察 署、倉 吉 警 察 署 及 び 境 港 警 察 署 の 署 長

知事の事務部局		市 町 村		立 学 校		教育委員会事務局		社会教育 センター		教育研修 センター					
保育専門学院	喜多原学園	講師 養護助教諭		助教諭		管理主事		指導主事		係長		研修主事		寮 母	
講師	部長	講師	養護助教諭	助教諭	校長	管理主事	指導主事	係長	研修主事	係長	研修主事				
部主	部長			校長	校長	管理主事	指導主事	係長	管理主査	指導主査	研修主事	係長	研修主事		
部長	幹長			校長	校長	管理主事	指導主事	係長	管理主査	指導主査	研修主事	係長	研修主事		
				校長											

別表第四 教育職給料表(二)級別職務分類表(第二系関係)

教育機関及び教育委員会事務局		教育機関		幼稚園		社会教育センター		教育研修センター		社会教育センター	
市		町		村		立		学		校	
組織		職務の級		一級		二級		三級		四級	
講 師	養護助教諭	助 教 諭	助 教 諭	講 師	養護助教諭	助 教 諭	助 教 諭	講 師	養護助教諭	助 教 諭	助 教 諭
講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭
講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭
講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭
講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭	講 師	養護助教諭	教 頭	教 頭

倉吉総合看護専門学校	鳥取看護専門学校
講 師	講 師
主 任 部 長	主 任 部 長
部 主 幹	部 主 幹
部 主 幹	部 主 幹



別表第五 研究職給料表級別職務分類表(第二条関係)

知事の事務部局	組織	職務の級						
	研究員	一級					教育委員会事務局	
	研究員	二級		教育事務所			本庁	埋蔵文化財センター
	分場長	三級						
	所長	四級		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事			係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	係長 文化財主事
	五級		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	文化財主事 管理主事 社会教育主事		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事	係長 文化財主事	
							文化財主事 管理主事 社会教育主事	

別表第六 医療職給料表(一)級別職務分類表(第二条関係)

備考 この表の四級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の仕事については、その職務の級を五級とすることができる。

知事事務部の地方機関				職務の級	の地方機関			
病 院	保 健 所	衛 生 研 究 所	警 察 木 部		教 育 機 関	科 長	試 験 地 長	科 長
一 級	研 究 員			研 究 員	学 芸 員	研 究 員	研 究 員	
二 級	科 長	課 長	研 究 員 長	研 究 員	学 芸 員	課 長 補 佐	研 究 員	科 長
三 級	副 院 長	所 長	所 長	次 席 補 佐	学 芸 員 長	課 長 補 佐	研 究 員	場 長
四 級	副 院 長	所 長	所 長	所 長	専 門 研 究 員 長	課 長	専 門 研 究 員	場 長
				主任 研 究 員				

別表第七 医療職給料表(二)級別職務分類表(第二条関係)

		局事知事事務部の		組織	職務の級
共通	食肉衛生検査所	保健所	病院		
診療放射線技師 診療エックス線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師 作業療法士					一級
薬剤師 診療放射線技師 診療エックス線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師					二級
薬剤師 診療放射線技師 診療エックス線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師	係長	係長			三級
薬剤師 診療放射線技師 診療エックス線技師 理学療法士 栄養士 衛生技師	係長	係長			四級
主任技師	係長	室長 課長補佐 分室長 係長	室長 課長	室長	五級
幹事	係長	鳥取保健所、 倉吉保健所 及び米子保 健所の課長	薬剤長		六級
					七級

共通	本庁
歯科医師	医師
副医長	医長
副医長	医長

理療師	作業療法士	作業療法士	作業療法士
歯科衛生士	理療師	理療師	理療師
歯科衛生士	理療師	理療師	理療師
歯科衛生士	理療師	理療師	理療師

備考 この表の六級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を七級とすることができる。

別表第八 医療職給料表(三)級別職務分類表(第二系関係)

組織	知事局		事務部		職務の級
	病	整	支	学	
	院	学	園	園	
一級					准看護婦
二級					助産婦 看護婦 准看護婦
三級	婦長	婦長	婦長	婦長	助産婦 看護婦 准看護婦
四級	婦長	婦長	婦長	婦長	助産婦 看護婦 准看護婦
五級	婦長	婦長	婦長	婦長	技産婦 助産婦 看護婦
六級	総婦長	総婦長	総婦長	総婦長	技産婦 助産婦 看護婦

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一から別表第八までの改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の職務の級の分類に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。
- 昭和六十年七月一日から同年十二月三十一日までの間の改正後の規則別表第一から別表第八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲

げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

別表第三	七等級	六等級	五等級	四等級	三等級	二等級	一等級	職務の等級	公安職給料表等級別職務分類表	七等級	六等級	五等級	四等級	三等級	二等級	一等級	特一等級	職務の等級	行政職給料表等級別職務分類表
	教育職給料表(一)等級別職務分類表	一級	二級	三級	四級	六級	八級	九級	職務の等級	公安職給料表等級別職務分類表	一級	二級	三級	四級	六級	八級	九級	十一級	職務の等級

別表第六	二等級	一等級	職務の等級	医療職給料表(一)等級別職務分類表	四等級	三等級	二等級	一等級	職務の等級	研究職給料表等級別職務分類表	三等級	二等級	一等級	特一等級	職務の等級	教育職給料表(二)等級別職務分類表	三等級	二等級	一等級	特一等級	職務の等級	研究職給料表等級別職務分類表
	二等級	四級	職務の等級	医療職給料表(一)等級別職務分類表	一級	二級	三級	五級	職務の等級	研究職給料表等級別職務分類表	一級	二級	三級	四級	職務の等級	教育職給料表(二)等級別職務分類表	一級	二級	三級	四級	職務の等級	研究職給料表等級別職務分類表

別表第八					別表第七												
四等級	三等級	二等級	一等級	特一等級	職務の等級	医療職給料表(三)等級別職務分類表	六等級	五等級	四等級	三等級	二等級	特二等級	一等級	職務の等級	医療職給料表(二)等級別職務分類表	四等級	三等級
					職務の等級	医療職給料表(三)級別職務分類表	一級	一級	二級	三級	五級	六級	七級	職務の等級	医療職給料表(二)級別職務分類表	一級	二級

この表は、昭和60年12月26日付の鳥取県公報に掲載されたものである。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、第六号を削り、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、第七号を削る。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十五号中「調査官」を「専門研究員、次席」に、「主査、係長及び主任」を「科長、主任研究員及び研究員」に改める。

第四条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「室長（技術吏員に限る。）」の下に「主任（技術吏員に限る。）」を、「理学療法士」の下に「作業療法士」を加え、同項第四号中「係長（技術吏員に限る。）」の下に「主任（技術吏員に限る。）」を加え、同項第五号中「係長」の下に「主任（技術吏員に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正給与条例」という。）附則第十八項」を削り、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第二条第五号、第六号及び第八号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第九号中「等級別定数」を「級別定数」に、「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第十号及び第十一号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第十二号中「昭和五十一年改正給与条例」を「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第

四十九号。以下「昭和五十一年改正給与条例」という。）に改める。

第二条の二の見出しを「(級別標準職務等)」に改め、同条中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別標準職務表」を「級別標準職務表」に改める。

第二条の三の見出しを「(級別定数)」に改め、同条中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別定数」を「級別定数」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二条の四の見出しを「(級別資格基準表)」に改め、同条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別資格基準」を「級別資格基準」に、「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改め、同条第二項中「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に、「職務の等級欄」を「職務の級欄」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第二条の五(見出しを含む。)中「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改める。

第二条の六中「行なわれる」を「行われる」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「職務の等級」を「職務の級」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同項第三号中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第三条の二中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第五条第二項中「任用された等級」を「任用された級」に、「等級別資

格基準表」を「級別資格基準表」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五条の二を削る。

第六条第二項中「任用された等級」を「任用された級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第七条の二中、「第五条又は第五条の二」を「又は第五条」に改める。

第七条の三中「こえる」を「超える」に、「前七条」を「第三条の二から前条まで」に、「採用された等級」を「採用された級」に改める。

第八条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に、「一等級」を「一級」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二年」を「一年」に改め、同条第三項中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改め、同条第四項中「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改め、同項第一号中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第八条の二中「同条同項第二号」を「同項第二号」に、「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第八条の四第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同項第四号中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第五号中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「職務の等級特一等級又は一等級」を「職務の級三級又は四級」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。



2 前二条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときに於ける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第八条の五第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同項第三号中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「職務の等級特一等級又は一等級」を「職務の級三級又は四級」に改める。

第八条の六（見出しを含む。）中「職務の等級」を「職務の級」に改める。  
 第九条第一項中「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に、「従前の等級」を「従前の級」に改める。

第九条の二第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「等級別資格基準表」を「級別資格基準表」に改める。

第十条の二第一項第一号及び第二項中「第五条の二、」を削る。

第十一条、第十二条第一項及び第十五条中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第二十一条中「第八条の四第一項若しくは第二項」を「第八条の四第一項から第三項まで」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第三号中「同条第二項」を「第二項若しくは第三項」に改め、同条第五号中「号給のない等級」を「号給のない級」に改める。

別表第三の二から別表第三の九までを次のように改める。

別表第三の二（第二条の二関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
職務の級	一 主事又は技師の職務 二 専門職の職務	一 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 二 相当困難な特定の業務を行う専門職の職務	一 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 二 困難な特定の業務を行う専門職の職務	一 係長の職務 二 主任（主事）又は主任（技師）の職務 三 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 四 高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務	一 相当困難な業務を分掌する係の長の職務 二 困難な業務を処理する主任（主事）又は主任（技師）の職務 三 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務	一 本庁の課長補佐の職務 二 出先機関の課長の職務 三 困難な業務を分掌する係の長の職務 四 主任の職務	一 本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務 二 出先機関の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 三 主査の職務	一 本庁の課長の職務 二 出先機関の長の職務 三 出先機関の困難な業務を所掌する課の長の職務

別表第三の三(第二条の二関係)

公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
十一級	本庁の部長の職務
十級	一 本庁の次長の職務 二 委員会の事務局長の職務 三 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
九級	一 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 二 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務
八級	一 本庁の次長の職務
七級	一 警察本部の課長の職務 二 警察署の署長又は副署長の職務 三 困難な業務を処理する主査の職務
六級	一 警察本部の次席又は困難な業務を処理する課の長の職務 二 警察署の次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務
五級	一 警察本部の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 二 警察署の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 三 困難な業務を分掌する係の長の職務 四 主幹の職務
四級	一 警察本部の課長補佐の職務 二 警察署の課長の職務 三 相当困難な業務を分掌する係の長の職務 四 困難な業務を処理する主任の職務
三級	一 係長の職務 二 相当困難な業務を処理する主任の職務 三 困難な業務を行う係員の職務
二級	一 主任の職務 二 相当困難な業務を行う係員の職務
一級	係員の職務

別表第三の四(第二条の二関係)

教育職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
九級	一 警察本部の部長の職務 二 困難な業務を所掌する警察署の署長の職務
八級	一 警察本部の課長の職務 二 警察署の署長又は副署長の職務 三 困難な業務を処理する主査の職務
七級	一 警察本部の困難な業務を処理する次席の職務 二 警察署の困難な業務を処理する次長の職務 三 主査の職務
六級	一 警察本部の課長の職務 二 警察署の署長又は副署長の職務 三 困難な業務を処理する主査の職務
五級	一 警察本部の次席又は困難な業務を処理する課の長の職務 二 警察署の次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務
四級	一 警察本部の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 二 警察署の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 三 困難な業務を分掌する係の長の職務 四 主幹の職務
三級	一 高等学校等の教頭の職務
二級	一 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務 二 教育研修センターの研修主事の職務 三 社会教育センターの係長又は研修主事の職務 四 教育委員会事務局の係長、指導主事又は管理主事の職務 五 喜多原学園の部長、主任又は教護の職務 六 保育専門学院の部長又は講師の職務 七 看護専門学校の部長、主任又は講師の職務
一級	一 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務

別表第三の五(第二条の二関係)

教育職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
一級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
二級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務</li> <li>二 教育研修センターの研修主事の職務</li> <li>三 社会教育センターの係長、社会教育主事又は研修主事の職務</li> <li>四 埋蔵文化財センターの係長又は文化財主事の職務</li> <li>五 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は文化財主事の職務</li> <li>六 幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭の職務</li> </ul>
三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 中学校又は小学校の教頭の職務</li> <li>二 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務</li> <li>三 社会教育センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する社会教育主事若しくは研修主事の職務</li> </ul>

四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 高等学校等の校長の職務</li> <li>二 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査又は管理主査の職務</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 教育研修センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する研修主事の職務</li> <li>四 教育委員会事務局の指導主査、管理主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事若しくは管理主事の職務</li> <li>五 喜多原学園の園長又は困難な業務を処理する部長の職務</li> <li>六 保育専門学院の困難な業務を処理する部長の職務</li> <li>七 看護専門学校の困難な業務を処理する部長の職務</li> </ul>

別表第三の六(第二条の二関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
一級	研究員又は学芸員の職務
二級	相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員又は学芸員の職務
三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 試験場又は研究所の分場長又は科長の職務</li> <li>二 種畜場の分場長又は科長の職務</li> <li>三 博物館の課長補佐又は係長の職務</li> <li>四 科学捜査研究所の次席、所長補佐、科長又は主任研究員の職務</li> <li>五 高度の知識経験に基づき研究を行う研究員又は学芸員の職務</li> </ul>
四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 試験場又は研究所の場長又は所長の職務</li> <li>二 種畜場の場長の職務</li> <li>三 博物館の課長の職務</li> <li>四 科学捜査研究所の所長の職務</li> <li>五 専門研究員又は専門学芸員の職務</li> </ul>
五級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 試験場又は研究所の困難な業務を処理する場長又は所長の職務</li> <li>二 種畜場の困難な業務を処理する場長の職務</li> </ul>

四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 中学校又は小学校の校長の職務</li> <li>二 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査、社会教育主査、管理主査又は文化財主査の職務</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、管理主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事若しくは文化財主事の職務</li> <li>六 幼稚園の園長又は困難な業務を処理する教頭の職務</li> </ul>

一 三 博物館の困難な業務を所掌する課の長の職務  
四 科学捜査研究所の困難な業務を処理する所長の職務

別表第三の七(第二条の二関係)

医療職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
一級	医師、歯科医師又は研究員の職務
二級	一 病院の院長、科長又は副院長の職務 二 整肢学園の院長又は副院長の職務 三 保健所の課長の職務 四 衛生研究所の科長又は相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 五 本庁の医長又は副院長の職務
三級	一 病院の副院長又は困難な業務を処理する医長、科長若しくは副院長の職務 二 整肢学園の園長又は困難な業務を処理する医長若しくは副院長の職務 三 保健所の所長又は困難な業務を所掌する課の長の職務 四 衛生研究所の所長、困難な業務を処理する科長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 五 本庁の課長又は困難な業務を処理する医長若しくは副院長の職務
四級	一 病院の院長又は困難な業務を処理する副院長の職務 二 整肢学園の困難な業務を処理する園長の職務 三 規模の大きい保健所の所長又は特に困難な業務を所掌する課の長の職務 四 衛生研究所の困難な業務を処理する所長の職務

別表第三の八(第二条の二関係)

医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
一級	衛生技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理療師又は歯科衛生士(以下「衛生技師等」という。)の職務
二級	一 薬剤師の職務 二 相当困難な業務を行う衛生技師等の職務
三級	一 保健所又は食肉衛生検査所の係長の職務 二 相当困難な業務を行う薬剤師の職務 三 困難な業務を行う衛生技師等の職務
四級	一 保健所又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分享する係長の職務 二 困難な業務を行う薬剤師の職務 三 特に困難な業務を行う衛生技師等の職務
五級	一 病院の室長の職務 二 保健所の課長、室長、課長補佐、分室長又は困難な業務を分享する係の長の職務 三 食肉衛生検査所の困難な業務を分享する係の長の職務 四 主任の職務
六級	一 病院の薬剤長の職務 二 規模の大きい保健所の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 三 食肉衛生検査所の所長の職務 四 技幹の職務
七級	一 病院の困難な業務を処理する薬剤長の職務 二 規模の大きい保健所の困難な業務を所掌する課の長の職務 三 食肉衛生検査所の困難な業務を処理する所長の職務

別表第三の九(第二条の二関係)

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	准看護婦の職務
二級	一 助産婦又は看護婦の職務 二 相当困難な業務を行う准看護婦の職務
三級	一 婦長の職務 二 相当困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務 三 困難な業務を行う准看護婦の職務
四級	一 相当困難な業務を処理する婦長の職務 二 困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務

別表第三の十中「行政職給料表等級別資格基準表」を「行政職給料表級別資格基準表」に改め、同表の表を次のように改める。

その他	正規の試験			試験	
	初級	中級	上級	学歴免許	職務の級
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒		一級
三六	〇五	〇二五			二級
九三	五三	二五三	〇三		三級
一二	八三	六三	三三		四級
四一六	四二二	四一〇	七二		五級
二一八	二一四	二一二	九二		六級
二二〇	二一六	二一四	一一二		七級
二二二	二一八	二一六	一二三		八級
二二四	二二〇	二一八	一五二		九級
四二八	四二四	四二二	一九三		十級
三三一	三二七	三二五	二二二		十一級
三三四	三三〇	三二八	二二五		

別表第三の十一中「公安職給料表等級別資格基準表」を「公安職給料表級別資格基準表」に改め、同表の表を次のように改める。

六級	五級
二 一 困難な業務を処理する技幹の職務	一 一 困難な業務を処理する婦長の職務
	二 二 特に困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務
	三 一 総婦長の職務
	二 二 困難な業務を処理する技幹の職務

その 他	正 規 の 試 験			職 務 の 級 別 別 格 基 準 表
	初 級	中 級	上 級	
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	学歴免許 職務の級
四二六	〇二二	〇三五	〇五五	一級
四二六	二二三	二三五	二五五	二級
九五九	五五一	五〇八	五〇四	三級
五五四	四一〇	四〇四	三九九	四級
四一八	二二四	二二二	二二二	五級
二二〇	二一六	二一四	二一一	六級
二二二	二一八	二一六	二一三	七級
二二四	二二〇	二一八	二一五	八級
二二六	二二二	二二〇	二一七	九級

別表第三の十二中「教育職給料表(一)等級別資格基準表」を「教育職給料表(一)級別資格基準表」に、

職務の等級	三等級	二等級	一等級	特一等級
学歴免許	〇	〇	〇	〇

を

職務の級	一級	二級	三級	四級
学歴免許	〇	〇	〇	〇

に、

〇	〇
二	二
二	二

を

に改める。

別表第三の十三中「教育職給料表(二)等級別資格基準表」を「教育職給料表(二)級別資格基準表」に、

職務の等級	三等級	二等級	一等級	特一等級
学歴免許	〇	〇	〇	〇

を

職務の級	一級	二級	三級	四級
学歴免許	〇	〇	〇	〇

に改める。

別表第三の十四中「研究職給料表等級別資格基準表」を「研究職給料表級別資格基準表」に改め、同表の表を次のように改める。

そ の 他	正 規 試 験			職 務 の 級 学 歴 免 許
	初 級	中 級	上 級	
中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	一 級
九	五	二・五	〇	二 級
三	三	三	三	三 級
一	八	六	三	四 級
二	四	四	四	五 級
四	一	一	七	
一	三	〇	四	
七	四	四	一	
四	一	四	一	
二	七	四	四	
一	四	四	一	
四	二	一	五	
二	一	八	五	

別表第三の十五中「医療職給料表(一)等級別資格基準表」を「医療職給料表(一)級別資格基準表」に、

職 務 の 等 級
三 等 級
二 等 級
一 等 級
特 一 等 級

を

職 務 の 級
一 級
二 級
三 級
四 級

に改める。

別表第三の十六及び別表第三の十七を次のように改める。

別表第三の十六(第二条の四関係)

医療職給料表(二)級別資格基準表

薬 劑 師	職 種	職 務 の 級	
		学 歴 免 許	職 務 の 級
短 大 卒	大 学 卒	〇	一 級
〇		二・五	二 級
五	〇	五	三 級
八	五	三	四 級
三	三	八	五 級
一	五	一	六 級
五	一	三	七 級
一	三	二	
六	四	一	
四	二	七	
二	〇	三	
一	三	二	
三	〇	三	

別表第三の十七(第二条の四関係)

医療職給料表(Ⅱ)級別資格基準表

その他				視能訓練士	理学療法士及び 作業療法士	衛生検査技師		臨床検査技師		診療 エックス線 技師	診療放射線技師
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	短大三卒	短大三卒	短大卒	大学卒	短大三卒	大学卒	短大卒	短大三卒
四 六 一〇 五 一五 三 一八	○ 六 六 五 一一 三 一四	○ 二・五 二・五 五 八 三 一一	○ 一 一 五 五 三 八	○ 一 一 五 六 三 九	○ 一 一 五 六 三 九	○ 二・五 二・五 五 八 三 一一	○ 一 一 五 五 三 八	○ 一 一 五 六 三 九	○ 一 一 五 五 三 八	○ 二・五 二・五 五 八 三 一一	○ 一 一 五 六 三 九
五 二 三 四 二七	五 一 九 四 二 三	五 一 六 四 二 〇	五 一 三 四 一 七	五 一 四 四 一 八	五 一 四 四 一 八	五 一 六 四 二 〇	五 一 三 四 一 七	五 一 四 四 一 八	五 一 三 四 一 七	五 一 六 四 二 〇	五 一 四 四 一 八
三 三〇	三 二 六	三 二 三	三 二 〇	三 二 一	三 二 一	三 二 三	三 二 〇	三 二 一	三 二 〇	三 二 三	三 二 一



職 種	職務の級	
	学歴免許	一級
助産婦及び看護婦	大学卒	二級
	短大卒	三級
准看護婦	准看護婦養成所卒	四級
	短大卒	五級
看護婦	短大卒	六級

別表第四中「一〇七、五〇〇円」を「一一三、二〇〇円」に、「九六、六〇〇円」を「一〇一、七〇〇円」に、「九〇、七〇〇円」を「九五、五〇〇円」に改める。

別表第五中「一〇一、七〇〇円」を「一〇七、一〇〇円」に改める。

別表第六中「一六七、七〇〇円」を「一七六、六〇〇円」に、「一四〇、三〇〇円」を「一四七、八〇〇円」に、「一一九、六〇〇円」を「一二五、九〇〇円」に、「一〇三、四〇〇円」を「一〇八、九〇〇円」に、「一〇七、九〇〇円」を「一二四、一〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇一、一〇〇円」に改め、注を削る。

別表第七中「一六七、七〇〇円」を「一七六、六〇〇円」に、「一四〇、三〇〇円」を「一四七、八〇〇円」に、「一一九、六〇〇円」を「一二五、九〇〇円」に、「一〇三、四〇〇円」を「一〇八、九〇〇円」に、「一一七、九〇〇円」を「一二四、一〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇一、一〇〇円」に改める。

別表第八中「一六七、七〇〇円」を「一七六、六〇〇円」に、「一五四、

五〇〇円」を「一六二、七〇〇円」に、「一二七、四〇〇円」を「一三四、一〇〇円」に、「一〇九、六〇〇円」を「一一五、四〇〇円」に、「九六、八〇〇円」を「一〇一、九〇〇円」に改める。

別表第九中「二四二、五〇〇円」を「二五五、三〇〇円」に、「一九二、七〇〇円」を「二〇二、九〇〇円」に、「一六三、五〇〇円」を「一七二、一〇〇円」に、「一五四、七〇〇円」を「一六二、九〇〇円」に改める。

別表第十中「一一一、一〇〇円」を「一一七、一〇〇円」に、「一〇五、三〇〇円」を「一一〇、九〇〇円」に、「九七、一〇〇円」を「一〇二、二〇〇円」に、「九三、八〇〇円」を「九八、八〇〇円」に、「九〇、八〇〇円」を「九五、六〇〇円」に改める。

別表第十一中「一一九、六〇〇円」を「一二五、九〇〇円」に、「一一四、五〇〇円」を「一二〇、六〇〇円」に、「一一九、四〇〇円」を「一二五、二〇〇円」に、「九五、三〇〇円」を「一〇〇、三〇〇円」に改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三(第八条の四関係)

調整号給表

職務の級 給料表	職務の級									
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
行政職給料表	一〇号給	九号給	一〇号給	一七号給	一三号給	一八号給	一五号給	一〇号給	一四号給	八号給
公安職給料表	二四号給	二二号給	一四号給	二〇号給	一三号給	一九号給	一七号給	一八号給		
教育職給料表(一)	一八号給	二五号給	一四号給							
教育職給料表(二)	一五号給	二八号給	一七号給							
研究職給料表	一三号給	一四号給	一五号給	一〇号給						
医療職給料表(一)	一四号給	一五号給	二二号給							
医療職給料表(二)	一三号給	一三号給	一九号給	一三号給	一五号給	九号給				
医療職給料表(三)	二〇号給	一五号給	二三号給	一六号給	一一号給					

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の二から別表第三の九までの改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規

則」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

- 昭和六十年七月一日から同年十二月三十一日までの間の改正後の規則別表第三の二から別表第三の九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる字句とする。

別表第三 の四		別表第三 の三							別表第三 の二										
特一等級	職務の等級	七等級	六等級	五等級	四等級	三等級	二等級	一等級	職務の等級	公安職給料表等級別標準職務表	七等級	六等級	五等級	四等級	三等級	二等級	特一等級	職務の等級	行政職給料表等級別標準職務表
四級	職務の等級	一級	二級	三級	四級	六級	八級	九級	職務の等級	公安職給料表等級別標準職務表	一級	二級	三級	四級	六級	八級	九級	十一級	職務の等級
三級	職務の等級	教育職給料表(一)等級別標準職務表	教育職給料表(二)等級別標準職務表	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級
一等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級

別表第三 の八		別表第三 の七							別表第三 の六							別表第三 の五						
特一等級	職務の等級	四等級	三等級	二等級	一等級	職務の等級	職務の等級	四等級	三等級	二等級	一等級	職務の等級	研究職給料表等級別標準職務表	三等級	二等級	特一等級	職務の等級	教育職給料表(一)等級別標準職務表	三等級			
七級	職務の等級	一級	二級	三級	四級	職務の等級	職務の等級	一級	二級	三級	五級	職務の等級	研究職給料表等級別標準職務表	一級	二級	三級	四級	職務の等級	教育職給料表(二)等級別標準職務表			
職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級		
職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級	職務の等級		

〇 局長の委任状 手札 手紙等の去留に及ぼす規則(以下一改正後の規

掲げる字句とする。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二の九	
医療職給料表(旧等級別標準職務表)	医療職給料表(旧級別標準職務表)
特三等級	六級
二等級	五級
三等級	三級
四等級	二級
五等級	一級
六等級	一級
職務の等級	職務の級
特一等級	六級
一等級	五級
二等級	三級
三等級	二級
四等級	一級

ロ 公安職給料表

職務の級	定 額
1級	1,663円。ただし、1号給 1,606円
2級	1,789円。ただし、1号給 1,740円
3級	1,996円。ただし、1号給 1,965円
4級	2,246円
5級	2,402円
6級	2,543円
7級	2,623円
8級	2,747円
9級	2,867円

イ 行政職給料表

職務の級	定 額
1級	975円
2級	1,328円
3級	1,650円
4級	1,989円
5級	2,075円
6級	2,273円
7級	2,357円
8級	2,532円
9級	2,766円
10級	2,939円
11級	3,516円

別表第二(第二条関係)

## ニ 教育職給料表(二)

職務の級	定 額
1 級	1,513円
2 級	2,034円。ただし、1号給 1,633円 2号給 1,716円 3号給 1,798円 4号給 1,888円 5号給 1,998円
3 級	2,592円
4 級	3,092円

## ハ 教育職給料表(一)

職務の級	定 額
1 級	1,644円。ただし、1号給 1,516円 2号給 1,570円 3号給 1,633円
2 級	2,104円。ただし、1号給 1,888円 2号給 1,998円
3 級	2,768円
4 級	3,174円

## ヘ 医療職給料表(一)

職務の級	定 額
1 級	2,120円
2 級	2,793円
3 級	3,095円
4 級	3,579円

## ホ 研究職給料表

職務の級	定 額
1 級	1,469円。ただし、1号給 1,392円 2号給 1,434円
2 級	1,788円。ただし、1号給 1,774円
3 級	2,382円
4 級	2,563円
5 級	3,224円

チ 医療職給料表(ロ)

職務の級	定 額
1 級	1,377円
2 級	1,595円
3 級	1,975円
4 級	2,077円
5 級	2,243円
6 級	2,650円

ト 医療職給料表(イ)

職務の級	定 額
1 級	1,236円
2 級	1,540円
3 級	1,902円
4 級	2,017円
5 級	2,320円
6 級	2,532円
7 級	2,855円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員給料の調整額に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十九号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	230,000 <sup>円</sup>	209,000 <sup>円</sup>	174,000 <sup>円</sup>	132,000 <sup>円</sup>	84,000 <sup>円</sup>	42,000 <sup>円</sup>
1年以上2年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	42,000
2年以上3年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	42,000
3年以上4年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	42,000
4年以上5年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	42,000
5年以上6年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	42,000
6年以上7年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	40,200
7年以上8年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	38,400
8年以上9年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	36,600
9年以上10年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	34,800
10年以上11年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	33,000
11年以上12年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	31,200
12年以上13年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	29,400
13年以上14年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	27,600
14年以上15年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	26,200
15年以上16年未満	230,000	209,000	174,000	132,000	84,000	24,800
16年以上17年未満	225,600	205,000	170,700	129,400	82,400	23,400
17年以上18年未満	221,200	201,000	167,400	126,800	80,800	22,000
18年以上19年未満	216,800	197,000	164,100	124,200	79,200	20,600
19年以上20年未満	212,400	193,000	160,800	121,600	77,600	19,200
20年以上21年未満	208,000	189,000	157,500	119,000	76,000	17,800
21年以上22年未満	200,400	182,300	152,200	114,900	73,400	17,100
22年以上23年未満	192,800	175,600	146,900	110,800	70,800	16,400
23年以上24年未満	185,200	168,900	141,600	106,700	68,200	15,700
24年以上25年未満	177,600	162,200	136,300	102,600	65,600	15,000
25年以上26年未満	170,000	155,500	131,000	98,500	63,000	14,300
26年以上27年未満	158,700	145,000	122,500	92,100	59,100	13,600
27年以上28年未満	147,400	134,500	114,000	85,700	55,200	12,900
28年以上29年未満	136,100	124,000	105,500	79,300	51,300	12,200
29年以上30年未満	124,800	113,500	97,000	72,900	47,400	11,500
30年以上31年未満	112,100	102,100	87,600	65,800	43,300	11,000
31年以上32年未満	99,400	90,700	78,200	58,700	39,200	10,500
32年以上33年未満	86,700	79,300	68,800	51,600	35,100	10,000
33年以上34年未満	70,200	65,400	57,700	44,300	30,600	9,500
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	9,000

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整  
手当の支給に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則  
第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「一万八  
千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当の  
支給に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月鳥取県人事委  
員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「職務の等級」を「職務の級」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。



別表一 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	4,800 円	5,200 円	9,400 円	15,000 円
2	5,000	5,400	9,800	15,400
3	5,200	5,700	10,300	15,800
4	5,400	6,000	10,700	16,300
5	5,600	6,300	11,100	16,700
6	5,900	6,600	11,500	17,100
7	6,200	7,000	11,900	17,500
8	6,500	7,300	12,400	17,900
9	6,800	7,600	12,800	18,300
10	7,100	7,900	13,200	18,700
11	7,400	8,300	13,600	19,000
12	7,700	8,600	14,000	19,400
13	8,000	8,900	14,400	19,600
14	8,300	9,300	14,800	19,900
15	8,600	9,700	15,100	20,200
16	8,800	10,100	15,500	
17	9,100	10,500	15,900	
18	9,400	10,900	16,300	
19	9,700	11,300	16,700	
20	9,900	11,700	17,100	
21	10,200	12,100	17,400	
22	10,400	12,500	17,700	
23	10,600	12,900	18,000	
24	10,800	13,300	18,300	
25	11,000	13,700	18,500	
26	11,200	14,000	18,700	
27	11,400	14,400	18,900	
28	11,500	14,700	19,100	
29	11,600	15,000		
30	11,700	15,400		
31	11,900	15,700		
32	12,000	16,000		
33	12,100	16,300		
34		16,500		
35		16,800		
36		17,000		
37		17,200		
38		17,400		
39		17,600		

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者(第四条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	4,800	6,000	11,100	15,000
2	5,000	6,300	11,500	15,400
3	5,200	6,600	11,900	15,800
4	5,400	7,000	12,400	16,300
5	5,600	7,300	12,800	16,700
6	5,900	7,600	13,200	17,100
7	6,200	7,900	13,600	17,500
8	6,500	8,300	14,000	17,900
9	6,800	8,600	14,400	18,300
10	7,100	8,900	14,800	18,700
11	7,400	9,300	15,100	19,000
12	7,700	9,700	15,500	19,400
13	8,000	10,100	15,900	19,600
14	8,300	10,500	16,300	19,900
15	8,600	10,900	16,700	20,200
16	8,800	11,300	17,100	
17	9,100	11,700	17,400	
18	9,400	12,100	17,700	
19	9,700	12,500	18,000	
20	9,900	12,900	18,300	
21	10,200	13,300	18,500	
22	10,400	13,700	18,700	
23	10,600	14,000	18,900	
24	10,800	14,400	19,100	
25	11,000	14,700		
26	11,200	15,000		
27	11,400	15,400		
28	11,500	15,700		
29	11,600	16,000		
30	11,700	16,300		
31	11,900	16,500		
32	12,000	16,800		
33	12,100	17,000		
34	12,300	17,200		
35	12,400	17,400		
36	12,500	17,600		
37	12,600			
38	12,800			

(注) 1. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。2. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。3. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。4. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。5. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。6. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。7. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。8. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。9. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。10. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。11. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。12. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。13. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。14. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。15. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。16. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。17. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。18. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。19. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。20. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。21. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。22. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。23. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。24. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。25. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。26. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。27. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。28. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。29. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。30. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。31. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。32. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。33. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。34. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。35. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。36. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。37. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。38. 1級は、1971年10月1日現在、鳥取県教育委員会に在籍する者に限る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等  
教員特別手当に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事  
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表三級の項中「二等級」を「三級」に改め、同表四級の項中「  
三等級」を「二級」に改める。

第九条の二六第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級又は  
三等級」を「一級又は二級」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特種  
勤務手当の支給に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委  
員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千三百円」を「五千六百円」に改め、同条第一号中「一等  
級十八号給」を「三級十七号給」に、「二等級三十四号給」を「二級三十  
三号給」に、「七号円」を「八号円」に改め、同条第二号中「一等級二十  
三号給」を「三級二十二号給」に、「二等級三十八号給」を「二級三十八  
号給」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額  
の支給方法等に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十四号

警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「職務の等級」を「職務の級」に、「五等級以上の等級」を「三級以上の級」に、「六等級以下の等級」を「二級以下の級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十五号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中	34.5	5.5	17.5	12.6	10.7	8.0	7.6	36.1	27.8	18.3	13.2	11.2	8.4	8.0
	を													
	に改める。													

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「等級」を「級」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

医療職給料表 (-)	研究職給料表	教育職給料表 (-)	教育職給料表 (-)	公安職給料表	行政職給料表	
					他の給料表	行政職給料表
四級	五級(管理職手当を支給されている者に限り)	四級	四級	九級	九級以上	九級以上
三級の四号 給以上 二級の七号 給以上	五級(上記の者を除く。)	三級の六号 給以上	三級の十六号 給以上	八級	八級	八級
三級の三号 給 二級の六号 給	四級の一号 給及び二号 給及び五号 給及び六号 給	三級の四号 給及び五号 給以上	二級の十四号 給及び十号 給	七級	七級	七級
三級の一号 給及び二号 給 二級の九号 給以上	三級の三号 給及び四号 給	三級の三十一号 給以下 二級の十四号 給から十四号 給まで	二級の十二号 給及び十二号 給	六級	六級	六級
一級の八号 給	三級の一号 給及び二号 給 二級の十号 給以上	二級の十三号 給	二級の十号 給及び十一号 給	五級	五級	五級
一級の五号 給から七号 給まで	二級の八号 給及び九号 給	二級の十一号 給及び十二号 給	二級の八号 給及び九号 給	四級	四級	四級
一級の四号 給以下	二級の四号 給から七号 給 一級の十三号 給以上	二級の七号 給から十号 給 一級の十二号 給以上	二級の四号 給から七号 給 一級の十二号 給以上	三級	三級	三級
	二級の三号 給以下 一級の七号 給から十二号 給まで	二級の六号 給以下 一級の六号 給から十一号 給まで	二級の三号 給以下 一級の六号 給から十一号 給まで	二級	二級	二級
	一級の六号 給以下	一級の五号 給以下	一級の五号 給以下	一級	一級	一級
				一級の二 号給以上	一級の二 号給以上	一級の二 号給以上
				一級の 一 号給	一級の 一 号給	一級の 一 号給

する規則

別表第一を以てするものとする

医療職給料表(□)	七級	六級	五級の二号 給以上	五級の二号 給	四級	三級の三号 給以上	三級の二号 給 三級の二号 給 三級の二号 給以上	二級の三号 給以下 二級の六号 給以上	一級の五号 給以下
医療職給料表(□)	六級	五級の三号 給以上	五級の二号 給及び二号 給	四級	三級の三号 給以上	三級の二号 給及び二号 給 二級の九号 給以上	二級の八号 給以下 二級の七号 給以上	一級の六号 給以下	職の月額給額が上号料の1.15に達しないもの(職の月額給額が上号料の1.15に達しないもの)
臨時的任用職員									職の月額給額が上号料の1.15に達しないもの(職の月額給額が上号料の1.15に達しないもの)

別表第五の第一の一中「職務の等級又は等級」を「職務の級又は級」に、「すでに」を「既に」に改める。  
 様式第一号から様式第九号までの規定中「給差」を「差」に改める。

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。